

2025年11月19日 第51期 No. 8-591

事務局 〒270-1143 我孫子市天王台3-7-1-201 和田三千代方 TEL 04-7183-1434

http://www.abikoshi-syoushiyanokai.net/wp/

暑かった10月が終わり、突然冬が来たかのように寒くなってきた11月です。秋は本当に“小さい”ですね。紅葉は全国的に遅いようですがこれからです。体調に留意され、小さい秋を楽しんでください。

＜12月定例会＞

日時：12月1日（月）13:30～15:30

会場：我孫子南近隣センター（8F）調理室

＜1月定例会＞

日時：1月5日（月）開始時刻は未定

1 1月定例会で開始時刻を決めます。

会場：我孫子南近隣センター 調理室

「平和の集い」



日時：12月14日（日）13：30～

会場：けやきプラザふれあいホール

我孫子市平和事業推進市民会議が、企画運営をする「平和の集い」。当会から見城さんが市民委員として活躍しています。戦後80年の今、我孫子では若者たちがしっかりと平和の重要性を引き継いでくれています。

毎年、自分の言葉で報告をしてくれる広島派遣中学生の報告、好評の我孫子中学校の演劇部は「消えた8月」の上演、そして佐々木禎子さんの甥の佐々木祐滋さんによる音楽ライブの3部構成です。

若者たちの応援のためにも皆様、ぜひ足をお運びください。チラシを配布します。

12月の広報もご覧ください。

大迫恵美子さんの講演会から

11月8日、アビイホールで講演会を開催。80名強の方々が集まりました。参加された皆様、スタッフの皆様、お疲れさまでした。12月の定例会で皆様から感想をいただく予定です。



「警察官を名乗る詐欺」は、全国的に有名になりました。「警察特捜部」「捜査第2課」を名乗ったり、「貴方は逮捕される」と脅したり、「誰にも言うな」と口止めしたり、「お金を移動してくれ」と持ち掛けたりします。

大迫さんは、「そもそも警察には特捜部はない、検察庁です、逮捕というのは事前に連絡しない」など、詐欺だと見抜く根拠をいろいろ示してくれました。お金の送金に至らなかった場合でも、自分の情報をいろいろ出してしまった時は被害届を管轄の警察に出してくださいと。

また、「自宅の押し買い」についても注意。高齢者宅を訪問し、「この家を売って欲しい」と粘り、断っても断っても居座り続けて、根負けした高齢者に契約書を書かせ、手付金を払っていくというものです。売主は家を売って代金をもらい、その後はその家を借りて、月々家賃を払って住み続けることができると説明されます。

しかし、10年もしないうちにお金が底をつき、家を明け渡さなくてはいけないようになっていることが多いとか。

また、第3者が買い取り、家賃の値上げをし、明け渡しが増えてきているとのこと。

この「押し買い」にクーリングオフはないので、法改正をするように提案中とのことです。

11月の定例会で遠藤さんがご自分の入院中に気づいたことを話して下さったので、文を寄せてもらいました。骨折は大変でしたが、発見もまたあるものですね。（K）

私の入院で気が付いたこと

遠藤 洋子

恥ずかしながら、平らな歩道で歩いていたのにまさかのまさか一瞬！転倒してしまい、左肩、上腕を骨折し、手術、入院2週間。退院して2ヶ月以上過ぎましたがまだリハビリに通っています。入院生活で気がついたことをお伝えします。

○ 入院した病棟で働く看護師さんにベトナム人が数名いて、彼らの笑顔と患者に寄り添う言葉かけに痛む気持ちが和まされ、助けられ、誠実に働く姿に感動しました。

その一人、ブンさんによると来日して2年日本語学校で日本語を学び、看護学校で資格を取り、働いて6年目。「日本の医療は素晴らしいのでしっかり学んでベトナムに帰りたい」と聞きました。

○ 入院中、テレビコマーシャルで見聞きするリハビリパンツ、パットを初めて使用しました。

上げ下げがスムーズ、フィット感あり、とても快適でした。夜間のトイレにベットからの転倒防止のためにこれからお世話になる商品と思いました。

皆さまもどうぞお気をつけてくださいね。



吾も亦紅なりといそやかに
高浜虚子

ワレモコウ（バラ科の草）

【最高裁で勝訴！】

～機能性表示食品データ公開訴訟～

食の安全・監視市民委員会共同代表の佐野真理子さんが、消費者庁長官を被告にした「機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業報告書」の開示請求訴訟が最高裁で勝訴となり、消費者庁はホームページで全文を公開しました。

佐野真理子さんは、我孫子市消費者の会の総会でもご講演をいただいています。ご存じの方が多いと思います。弁護士の神山美智子さんなどの応援を受けて9年間頑張ってこられました。

機能性表示食品は、消費者庁長官に届け出をするだけで、食品の機能性を表示できる制度で、特定保健用食品（トクホ）のように、消費者庁長官の許可を要するものではありません。機能性表示食品には「許可をえたものではない」旨が表示されています。

佐野さん達が公開を求めていたのは、消費者庁が平成27年度に実施した機能性表示食品の事後検証報告書です。消費者庁は、商品名ごとの検証手法、検証結果、メモ・考察内容などを非公開にしてきました。消費者にとって必要な情報を隠すのはおかしいという素朴な思いからの提訴でした。

勝訴を踏まえ、9月9日には、同庁が自主的に当該報告書の全面開示に踏み切り、今までの検証事業報告書（平成28年～令和6年度）についても開示すると表明しました。

消費者訴訟史上の中でも画期的な成果です。

ここに至るまでに消費者庁長官は4人目となりました。なぜこんなにも時間を要したのか、情報が不開示のままであったことによって、問題ある機能性表示食品であることを知らずに食べて健康被害を起こした消費者の例はないのか、そのような心配も生じます。結果はすべて国民に公開することを消費者庁行動指針に明記していくことを求めていくとのことです。（食の安全ウォッチから抜粋）